

先生のコメントは論理的で、私も「なるほど、このように考えれば良いのか」とはっきり理解できました。憲法7条の国事行為には、9号に「外国の大使及び公使を接受すること」とありますが、「会見」という文言はありません。だから、「1ヶ月ルール」も無視した「政治利用」という言葉だけが一人歩きし過ぎてしまった感じがしています。しかし、「会見」ではまさに「外国の大使及び公使を接受」していることになると思いますので、先生のコメントにありますように、内閣の承認があれば憲法上の問題にならないと思いました。

いわゆる「1ヶ月ルール」には法的根拠が無いと思いますし、新聞記事にあるように、天皇陛下が手術を受けた2004年以降に強化されてきた内規であれば、まだ5年しか経過しておらず、長年の慣習とまでも言えないと思います。

また、先生はコメントに「天皇は日本の象徴として」会見するよう手続きを取ることを書いていらっしゃる（13日朝刊）。「象徴」という言葉をお書きになったのは、永井先生お一人だけでした。小沢幹事長は憲法の精神を話しながら、「天皇陛下に聞いてみたら、必ず会いましょうとおっしゃると思う」との内容の発言をしたようです。私見ですが、これには若干の危険があると感じました。天皇陛下の意見に基づいて政治を行なっていく事は、戦前・戦中の歴史を再現してしまう可能性があると思いました。

奥平先生のコメントにつきましては、義務教育無償を巡る永井先生と奥平先生の論争を思い出しました。しかし、奥平先生のコメントは抽象的すぎて、結局何が言いたいのか分かりませんでした。あんなコメントでも新聞に掲載してもらえるものなのかと、読者は不満を覚えると思いました。東大の先生は問題を起こしたくないからなのではないでしょうか？